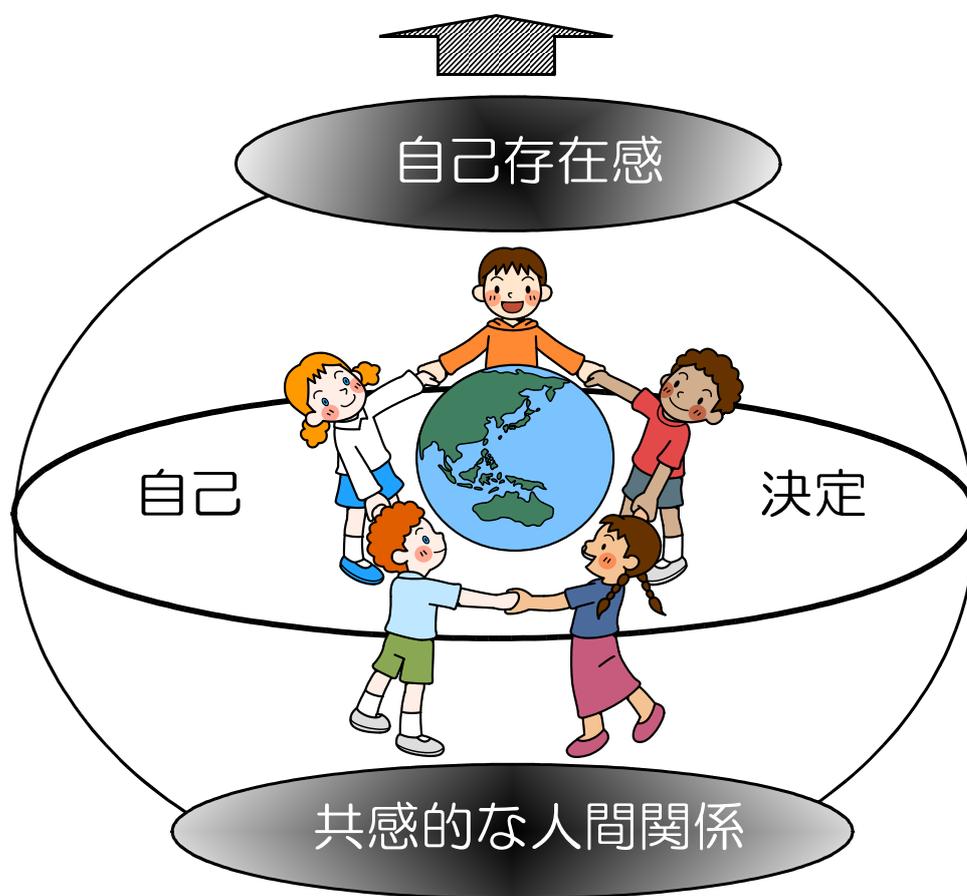


いじめ防止基本方針

〈 吉岡小学校でめざす児童像 〉

やさしく たくましく 学ぶ子



(授業づくり・学校づくり・集団づくり)

大和町立吉岡小学校

目 次

はじめに	2
I いじめの定義	2
II いじめに対する認識と決意	2
III いじめ防止に向けての基本姿勢	2
IV いじめの防止について	2
1 基本的な考え方	2
2 いじめの防止のための措置	3
V 早期発見について	4
1 基本的な考え方	4
2 いじめの早期発見のための措置	4
VI いじめに対する措置	4
1 基本的な考え方	4
2 いじめの発見・通報を受けたときの対応	4
3 いじめを受けた児童またはその保護者への支援	5
4 いじめた児童への指導またはその保護者への助言	5
5 いじめが起きた集団への働き掛け	6
6 ネット上のいじめへの対応	7
VII 吉岡小学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	8
1 ハートフル委員会	8
2 生徒指導部会	9
VIII 重大事態発生に係る調査を行うための組織	10
1 「いじめ問題調査委員会」の設置	10
2 「いじめ問題調査委員会」の役割	10
3 「いじめ問題調査委員会」の構成	10
IX 重大事態発生に係る調査	11
1 事実関係を明確にするための調査の実施	11
2 調査の方法	11
3 調査結果の提供及び報告	11
4 〈その他の留意事項〉	12
〈事実関係を明確にするための調査フロー〉	13
〈参考〉	14
〈自死の背景調査フロー及びいじめ報告様式〉	15
X 吉岡小学校の取組（一覧表）	21
〈学校生活アンケート〉	23
XI 保護者・地域・家庭との連携	23
XII 資料	
○ いじめ発見のためのチェックシート（保護者用）	24
○ いじめ発見のためのチェックシート（教師用）	25
○ いじめ問題に対する日常の取組チェックシート（学校用）	26
○ いじめを認知したときの対応チェックシート（学校用）	27
XIII 関係法令	31
XIV いじめ防止対策 年間指導計画 いじめ防止対策勧告 他	32
XV 改訂の経緯	38

はじめに

本方針は、人権尊重の理念に基づき、関係法令や県・町の基本方針を受け、大和町立吉岡小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ問題を根絶することを目的に策定するものである。

I いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

II いじめに対する認識と決意

いじめは決して許されない行為である。また、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。これらの認識に立ち、吉岡小学校の教育に携わるすべての関係者一人一人が、改めていじめ問題の重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応し、いじめ問題を根絶する決意である。

III いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢及び発見された場合の具体的な対応について全教職員で共有し、迅速かつ慎重に対応する。

IV いじめの防止について

1 基本的考え方

未然防止の基本は、児童一人一人が安心して学校生活を送ることができる学校の環境をつくることにある。本校はその環境をつくるために、全教職員で生徒指導の三機能（自己存在感、共感的な人間関係、自己決定）を生かした授業づくり、集団づくり、学校づくりを推進していく。また、未然防止の取組が着実に成果を上げられるように、学校の取組を定期的なアンケートを実施したり日常的な児童の行動の様子を把握したりして適宜評価し、それを基に改善を検討していくPDCAサイクルに基づく取組を継続していく。



2 いじめの防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

学校全体においていじめについての共通理解を図るため、以下のことを行う。

- ・ 職員会議や校内研修において、本校児童のいじめの実態、具体的な指導上の留意点、取組の計画や改善点等について確認する。
- ・ 全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気醸成していく。また、何がいじめにつながる行為なのか等を具体的に列挙して校舎内に掲示し啓発を図る。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、地域の方々の協力を得ての栽培活動や伝統文化を継承する活動、農業体験活動などを通して、他人の気持ちを共感的に理解しようとする態度や自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重しようとする態度を養う。また、授業や係活動、清掃当番活動など日常の学校生活全般をとおして、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスがかかっている。このことを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、児童一人一人の理解の状況だけでなく心情にも配慮しながら、どの児童も分かる喜びが味わえる授業づくりを進める。

さらに、児童が学校生活の中でストレスを感じた場合でも、それを他人に直接ぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見えていたりやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめを受けている児童を孤立させ、いじめを深刻化させる。また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たる。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、教科指導、特別活動などにおいて、達成感や成就感を味わえるような体験の機会を積極的に設ける。

なお、社会性や自己有用感・自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、中学校と適切に連携して取り組む。

(5) 児童自らがいじめについて学び、取り組む

「いじめ問題を考える全校集会」など、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような、児童会の取組を推進する。この際、教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になるよう適切な支援や助言を行い、児童の取組を陰で支える役割に徹する。

V 早期発見について

1 基本的な考え

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいや装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、学校の内外にかかわらず地域や保護者と連携を取りながら早い段階から複数の教職員で的確にかかわり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握、情報共有

いじめに関する情報を得るために、以下のことに取り組む。

- ・ 授業、休み時間、給食時間、放課後の時間等の児童の様子に目を配る。
- ・ 個人ノートや生活ノート、日記等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- ・ 月に1回、学校生活についてのアンケート調査を行い、いじめの実態把握に取り組む。
- ・ 放課後などに教育相談の機会を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・ PTA総会、学年・学級懇談会、家庭訪問などの機会に、保護者用のいじめチェックシートを活用し保護者から情報を得る。
- ・ 集まったいじめに関する情報は、生徒指導記録簿に記載するとともに、学年や必要に応じて教職員全体で共有する。

(2) 体制整備とその点検

児童や保護者が、いじめに関して教職員に相談しやすいよう、日頃から教職員と児童や保護者との信頼関係を築くようにする。また、教職員が児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、学校のいじめの早期発見の体制が適切に機能しているかなどを教師用のいじめチェックシートを活用し、定期的に体制を点検する。

VI いじめに対する措置

1 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、必要に応じて関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

(1) 生徒の安全確保

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真筆に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確にかかわりをもつ。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

(2) 組織での対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、ハートフル委員会で直ちに共有する。その後は、ハートフル委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

(3) 警察との連携

いじめた児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と連携して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめを受けた児童またはその保護者への支援

(1) いじめを受けた児童への対応

いじめを受けた児童には、まず担任等が本人の訴えを本気になって傾聴し、親身な対応をする。その際、つらさや悔しさを十分に受け止め、「あなたが悪いわけではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。担任等は、教師は絶対的な味方であることと、具体的な支援策を示す。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

(2) 保護者に事実関係を伝える

家庭訪問等により、その日のうちに迅速・正確に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。また、いじめを受けた児童が不安を感じるなど、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、安全の確保やその他具体的な取組方策を正確に伝えて理解を得るように努める。保護者の心情に配慮した発言を心掛け、保護者との信頼関係を構築するように努める。

(3) 教育環境の確保

いじめを受けた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめが継続している場合にいじめた児童を別室において指導することとしたり、出席停止制度を活用したりするなど、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、いじめを受けた児童の心理的ケアがさらに必要な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、教員経験者、警察官経験者などの外部専門家の協力を得る。

(4) 支援等の継続

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

4 いじめた児童への指導またはその保護者への助言

(1) 再発防止

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者など外部専門家の協力を得て組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

(2) 保護者への助言

事実関係を聴取したら、迅速・正確に保護者に連絡し、事実に対する理解と納得を得る。情けなさや自責の念、今後への不安等の保護者の心情を理解した上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導等

担任等は、いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、まずいじめがあったことを確認する。

いじめがあったことが確認されたら、不満等の訴えを聴き、受容的な態度を取りつつも、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるように促すとともに、いじめられている児童のつらさに気付かせる。

なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景や理由にも目を向け、当該児童の安心・安全・健全な人格の発達に配慮して指導を行う。また、当該児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。指導後もいじめを繰り返すなどのいじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、別室等で特別の指導計画による指導を行うほか、教育上必要と認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加える。

心身への苦痛や財産上の損害を与える行為を繰り返すなど、犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、警察と連携して対処するとともに、大和町教育委員会と連携し出席停止制度を活用するなど、毅然とした対応をする。

重大な事案に発展するおそれがあるときは、直ちに警察に通報する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒等を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分留意し、いじめた児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) 「観衆」「傍観者」を作らない指導

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

さらに、学級活動等で、MAPや構成的グループ・エンカウンターの手法を取り入れた仲間づくり活動により、仲間との絆の大切さを実感させたり、無視されるなどいじめの疑似体験（ロールプレイング）などによりいじめを受けることは苦痛であることについて実感を伴って理解させたりするなど五感に訴える指導を積極的に取り入れる。

(2) 望ましい集団づくり

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪を指すものではなく、被害児童と加害児童との関係修復、そして、いじめにはかかわっていない児童を含めて、学級や学年の児童との関係が良好になり、望ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。



6 ネット上のいじめへの対応

(1) 不適切な書き込みへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置を取るに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) ネットパトロールと情報モラル教育

早期発見の観点から、宮城県教育委員会や大和町教育委員会と連携するとともに、自校職員によるネットパトロール等を実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないように、仙台法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付や「宮城県24時間いじめ相談ダイヤル」、教育事務所（地域事務所）の相談窓口等、関係機関の取組についても周知する。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、無料通話アプリ、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見されにくいため、予防として、学校における情報モラル教育を進めるとともに、通信企業の携帯電話等の使用に係る「安全教室」や宮城県警の協力による「ネット被害未然防止」の講話を行い、児童のみならず保護者に対してもネット利用に係る危険性について啓発していく。



Ⅶ 吉岡小学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

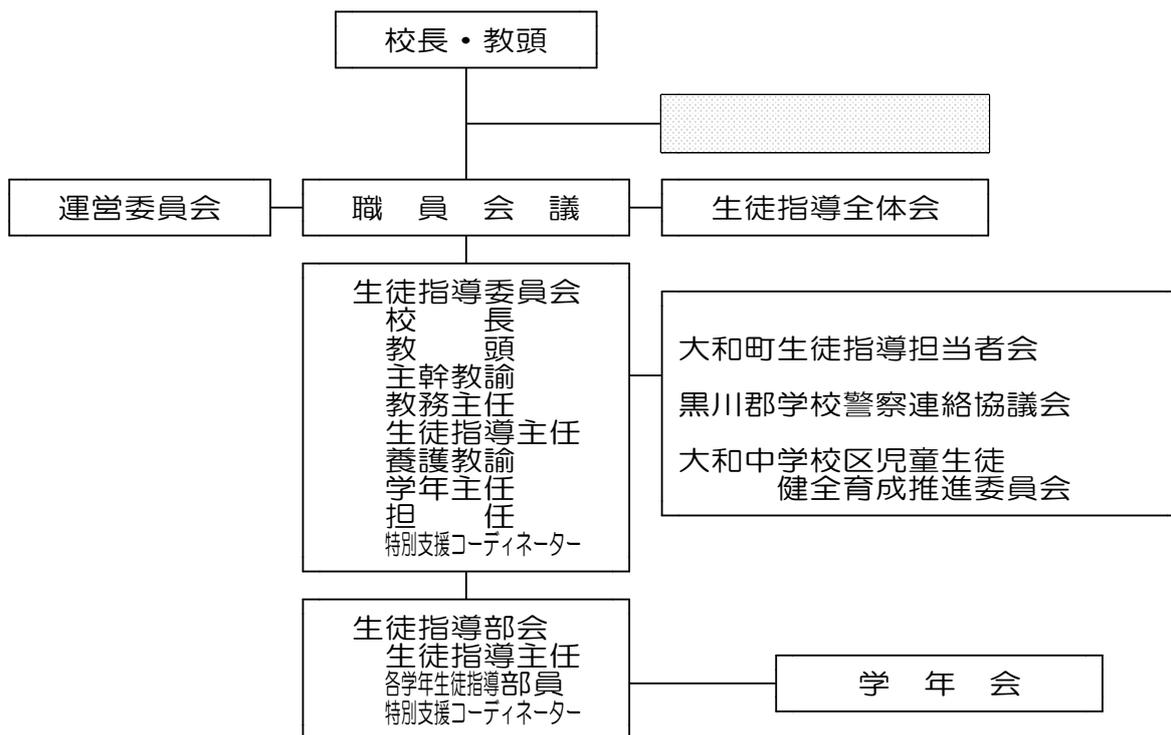
1 ハートフル委員会

(1) 目的

学校生活におけるいじめ問題や生活指導上の問題の未然防止と、発生時における適正な指導のために、学校、保護者、地域の方々との「いじめ問題及び生徒指導上の課題への対策について」の情報交換の場を設け、理解と協力を得る。

- ① 「いじめ」のない、明るく住みよい学校生活の維持、推進のための指導・助言を行う。
- ② 「いじめや不登校、生徒指導上の問題」の予防、早期発見に協力し合い、問題解決のための指導・助言を行う。
- ③ 個性の尊重を推進し、人権擁護の普及、徹底を図る。
- ④ 吉岡地区児童の健全育成に努める。

(2) 組織



(3) 委員

- 《学 校》 校長，教頭，主幹教諭，教務主任，養護教諭，生徒指導主任
- 《P T A》 P T A会長，P T A副会長
- 《地 域》 主任児童委員，大和警察署所在地交番
人権擁護委員，大和すぎのこ保育園長，吉岡児童館長
大和町教育委員会教育長，大和中学校長

(4) 役員

- 会 長：校長
- 副会長：P T A会長
- 事務長：教頭
- 庶 務：生徒指導主任

(5) 会 議

- 委員会は年2回開催する（6～7月，12月）

(6) 関係諸機関

- 黒川郡学校警察連絡協議会，大和町生徒指導担当者会，民生児童委員
- 吉岡小学校P T A，人権擁護委員，大和中学校，大和町教育委員会

2 生徒指導部会

月1回生徒指導部で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び共通行動について話し合いを行う。特に、いじめ、不登校、交通事故の3つの0を目指す。

3 いじめ不登校対策委員会（参加者：校長、教頭、主幹、教務、生徒指導主任）

月1回問題傾向にある児童について現状や指導の方向について確認する。必要な場合には校長が関係職員を集めたケース会議を開くことを指示する。

4 ケース会議

不定期開催。関係職員が集まり、今後の方向性についての確認とそれぞれの職員が果たすべき役割を分担し、組織的に指導にあたることができるようにする。

Ⅷ 重大事態発生に係る調査を行うための組織

1 「いじめ問題調査委員会」の設置

次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、「いじめ問題調査委員会」を設置する。

(1) いじめを受けた児童に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等の重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合など

(2) いじめを受けた生徒が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(3) その他

児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したのものとして報告・調査等に当たる。

2 「いじめ問題調査委員会」の役割

- 発生した事案が重大事態であると判断したとき、当該重大事態に係る調査を行う。
- 調査を行った時は、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態等その他の必要な情報を適切に提供する。

3 「いじめ問題調査委員会」の構成

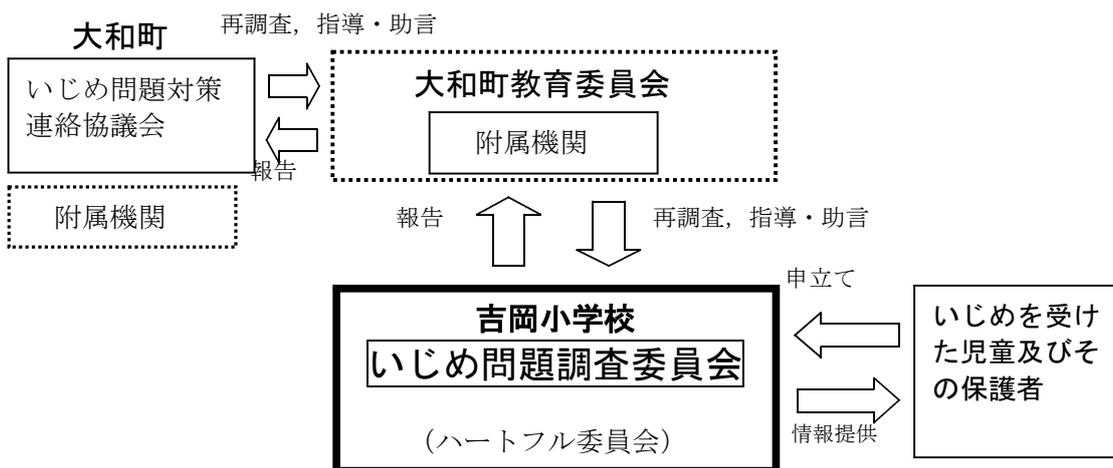
(1) 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置する場合

① 構成員

大和町教育委員会の指導の下に、以下のハートフル委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて「ハートフル委員会」の構成員を決定する。

＜ いじめ問題対策委員会 ＞・・・母体として

- ・ 校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、その他の関係職員



ix 重大事態発生に掛かる調査

1 事実関係を明確にするための調査の実施

- 「いじめ問題調査委員会」は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。また、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。
- 学校は、大和町教育委員会に設置される附属機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
※ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果が得られないと設置者が判断する場合、または、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は大和町教育委員会において調査を実施する。

2 調査の方法

(1) いじめを受けた児童からの聞き取りが可能な場合

- ① いじめを受けた児童から十分に聞き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。この際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。
- ② 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。
- ③ いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ④ 調査を行うに当たっては、市町村教育委員会の指導・支援の下、対応に当たる。

(2) いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合

いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などを行う。

(3) 調査を行う際のその他の留意事項

学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、まだその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。

3 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について説明する。
- これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

(2) 調査結果の市町村長への報告

調査結果については、大和町教育委員会を通じて町長へ報告する。上記（1）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて大和町教育委員会を通じて町長へ送付する。

(3) いじめた児童及び保護者への説明

随時、学校への呼び出しを行うとともに、必要に応じて、家庭訪問を行う。

(4) 他の保護者への対応

PTA役員等との相談の上、事実関係や指導の方向性がまとまってから行う。重大事案であることが明らかな場合は、緊急の説明会を開催し、状況説明を行う。

4 その他の留意事項

(1) 地域住民等への対応

- 地域住民からの苦情や情報提供などには、誠意をもって対応する。必要に応じて、電話対応者と電話対応内容のメモをとる職員を決めておく。

□ 電話対応者を教頭とし、電話の内容を教務主任がメモをとる。

(2) マスコミへの対応

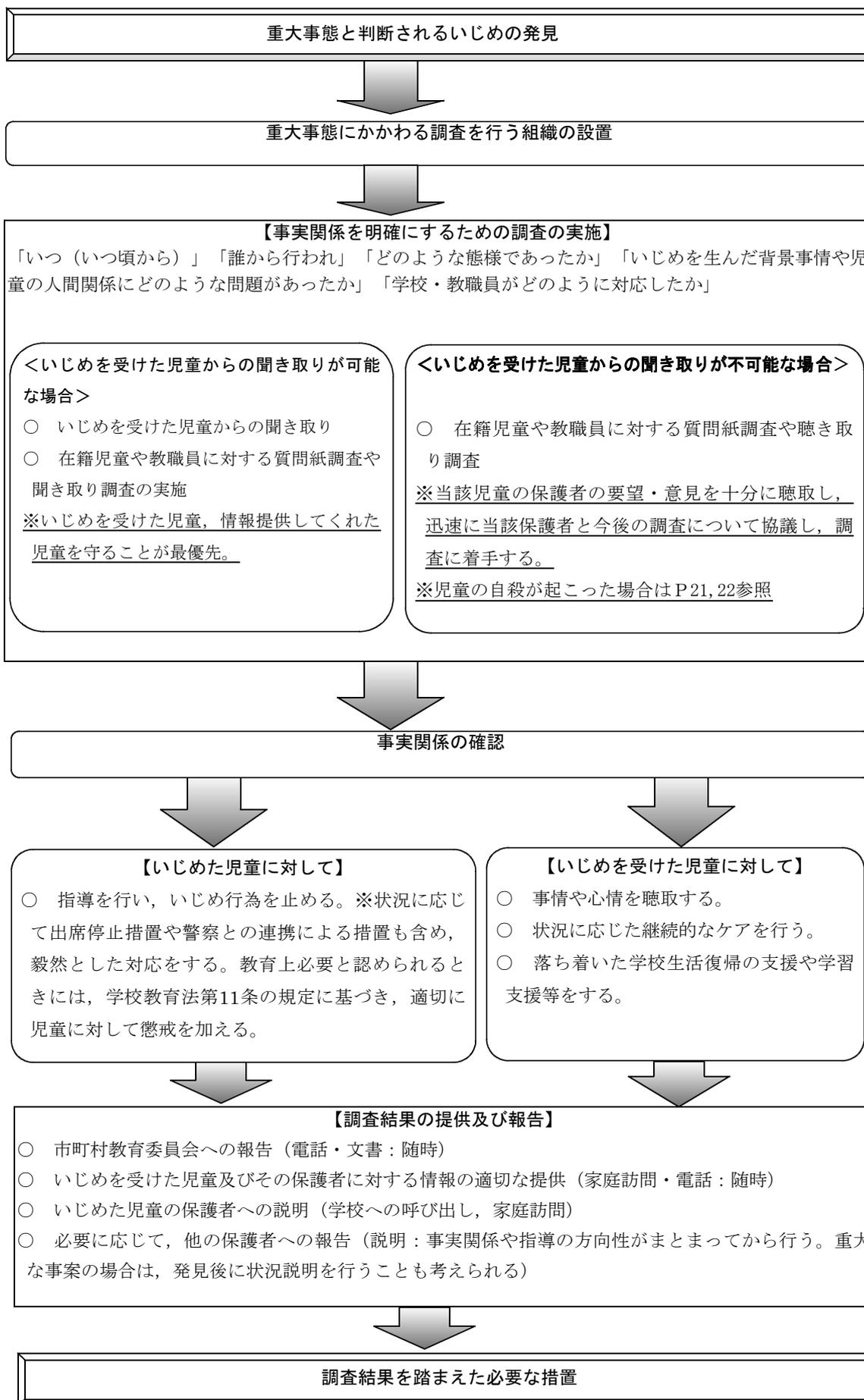
- マスコミや報道機関へ電話対応は、原則、教頭が対応する。特に即答を避け、「取材時間、取材場所等」を決めて、大和町教育委員会の指導を受けた上で、マスコミの取材に応じる。

(3) その他

- 児童の心のケアに配慮するために、必要に応じて、カウンセラーやスクールソーシャルワーカーの緊急派遣を大和町教育委員会をとおして要請する。



<事実関係を明確にするための調査のフロー>



< 参 考 >

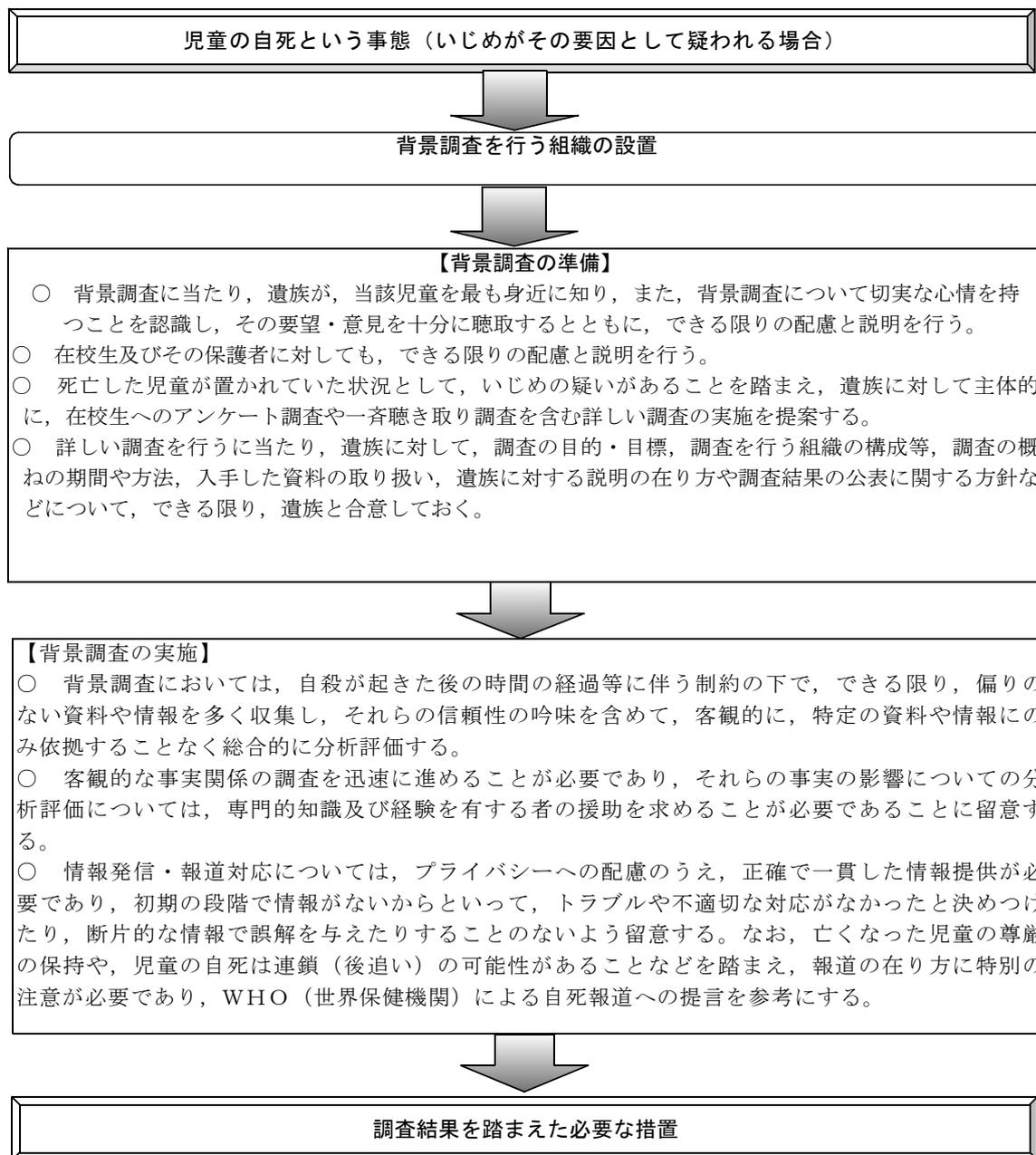
児童の自死という事態が起こった場合（いじめがその要因として疑われる場合）の「自死の背景調査」における留意事項

児童の自死という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自死防止に資する観点から、自死の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にするものとする。

- ① 遺族に対して
 - ・ 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
 - ・ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ② 調査内容・方法について
 - ・ 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・ 背景調査においては、自死が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価する。
 - ・ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ③ 調査組織について
 - ・ 調査を行う組織については、スクールカウンセラー等の専門的知識及び経験を有する者とする。いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ④ 情報発信・報道対応について
 - ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自死は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自死報道への提言を参考にする。

<自死の背景調査のフロー>



【様式3】

平成30年度 報告様式

【 月】No.

学校名 _____

※ 法28条第1項に規定する重大事態が疑われる場合は様式4又は様式5に記入すること。

いじめを受けた 児童生徒	学 年		性 別		いじめに関わったと 思 われる児童生徒 (不明な場合には空欄)	学 年		性 別	
上記児童生徒に対する以前のいじめの有無・状況					いじめの現状(該当する項目に○)				
					①解 消 ()				
					②継続指導中・解決見通しあり ()				
					③継続指導中・指導に時間を要す ()				
い じ め の 概 要									
発生期日	平成	年	月	日	認知期日	平成	年	月	日
調査主体									
教育委員会への報告期日 平成 年 月 日					首長への報告期日 平成 年 月 日				
いじめ認知のきっかけ (該当する項目の右側に○を付け、下段に具体を記入願います。)					いじめの態様(複数回答可) (該当する項目の右側に○を付け、下段に具体を記入願います。)				
①担任教師		⑥他の児童生徒			①言葉での脅かし		⑥暴力		
②他の教師		⑦保護者			②冷やかし・からかい		⑦たかり		
③養護教諭		⑧関係機関			③持ち物隠し		⑧お節介		
④SC, 相談員		⑨その他			④仲間はずれ		⑨その他		
⑤本人		()			⑤集団による無視		()		
具体の概要					具体の概要				
学校の対応					市町村教育委員会の対応				
					教育事務所の対応				

【記入上の留意点】

- ◎ 報告を要するいじめの事例
 - (1) 長期にわたって継続しているもの
 - (2) 重大事態には至っていないが、いじめの程度が深刻であるもの
 - (3) 緊急に対応を要すると思われるもの
 - (4) その他(市町村教育委員会において報告が必要と思われる事例)

**平成30年度におけるいじめ防止対策推進法第28条第1項第1号に規定する
「重大事態」について**

「平成30年度児童生徒状況一覧」において、「いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号」に規定する「重大事態」が疑われる場合、下記の様式により所管する教育事務所宛て御報告願います。
なお、報告に当たっては被害児童生徒1人につき1部作成願います。

重大事態として計上する場合	下記の13項目の全てに御記入願います。
重大事態として計上しない場合 <small>下記の項目に可能な限り御記入いただくとともに、「重大事態として計上しない理由」を御記入願います。</small>	○ 重大事態として計上しない理由

1 学校名	○○立○○学校				
2 いじめが発生した日時 (いじめが始まった日)	平成 年 月 日 (平成 年 月 日頃)				
3 いじめを認知した日	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%; border: none; text-align: right;">学校</td> <td style="border: none; text-align: right;">市町村教育委員会</td> </tr> <tr> <td style="border: none; text-align: right;">○年○月○日</td> <td style="border: none; text-align: right;">(学校から報告のあった日) ○年○月○日</td> </tr> </table>	学校	市町村教育委員会	○年○月○日	(学校から報告のあった日) ○年○月○日
学校	市町村教育委員会				
○年○月○日	(学校から報告のあった日) ○年○月○日				
4 いじめ認知のきっかけ又は情報提供 [情報提供者]	[○○○○] 概要				
5 いじめが発生した場所					
6 被害児童生徒について	○年○組 (男・女)				
7 加害児童生徒について	○年○組 (男・女)				
8 いじめの概要					
9 欠席等の日数 [内いじめが始まって以降の日数]	<ul style="list-style-type: none"> ・欠席 平成○年度○日 (平成○○年○月○日～平成○○年○月○日) [日] (平成○○年○月○日～平成○○年○月○日) ・遅 刻 平成○年度○日 [日] ・早 退 平成○年度○日 [日] ・別室登校 平成○年度○日 [日] ・適応指導教室 平成○年度○日 [日] (平成○○年○月○日～平成○○年○月○日) ・フリースクール等 平成○年度○日 (平成○○年○月○日～平成○○年○月○日) 				
10 調査方法及び調査結果の報告					
① 調査組織の主体					
② 調査組織の設置の有無及び 調査組織の名称					
③ 調査期間 (日数)					
④ 調査の開催回数					
⑤ 調査方法					
⑥ 外部専門家の属性 ^{※1}					
⑦ 調査内容	<ul style="list-style-type: none"> イ 行為Aについて ロ 行為Bについて ハ 行為Cについて <p>※ 対象児童生徒・保護者，教職員，関係する児童生徒・保護者からの聴取等に基づき，いつ，どこで誰がどのよ</p>				

**平成30年度におけるいじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する
「重大事態」について**

「平成30年度児童生徒状況一覧」において、不登校あるいは不登校に準ずる状況^{※1}にある児童生徒について、そのきっかけにいじめが疑われる場合「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき、下記の様式により所管する教育事務所宛て御報告願います。

なお、報告に当たっては、不登校児童生徒1人につき1部作成願います。

※1 「不登校相当又は準不登校になっている。」「不登校傾向又は連続して欠席が続いている。」「別室登校の状態にある。」「保護者からの訴えがあった。」等不登校が疑われる状況にある。

重大事態として計上する場合	下記の13項目の全てに御記入願います。
重大事態として計上しない場合 下記の項目に可能な限り御記入いただくとともに、「重大事態として計上しない理由」を御記入願います。 なお、法28条第1項第2号に当たる場合は、例外なく御記入願います。	○ 重大事態として計上しない理由

※下記の項目について記入してあれば、任意の様式で構いません。

1 学校名	○○立○○学校				
2 いじめが発生した日時 (いじめが始まった日)	平成 年 月 日 (平成 年 月 日頃)				
3 不登校のきっかけの一つとして いじめが疑われることを認知した日	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%; border: none; text-align: right;">学校</td> <td style="width: 40%; border: none; text-align: left;">市町村教育委員会</td> </tr> <tr> <td style="border: none; text-align: right;">○年○月○日</td> <td style="border: none; text-align: left;">(学校から報告のあった日) ○年○月○日</td> </tr> </table>	学校	市町村教育委員会	○年○月○日	(学校から報告のあった日) ○年○月○日
学校	市町村教育委員会				
○年○月○日	(学校から報告のあった日) ○年○月○日				
4 いじめ認知のきっかけ又は情報提供 [情報提供者]	[○○○○] 概要				
5 いじめが発生した場所					
6 被害児童生徒について	○年○組 (男 女)				
7 加害児童生徒について	○年○組 (男 女)				
8 いじめの概要					
9 欠席等の日数 [内いじめが始まって以降の日数]	<ul style="list-style-type: none"> ・欠席 平成○年度○日 (平成○○年○月○日～平成○○年○月○日) [日] (平成○○年○月○日～平成○○年○月○日) ・遅 刻 平成○年度○日 [日] ・早 退 平成○年度○日 [日] ・別室登校 平成○年度○日 [日] ・適応指導教室 平成○年度○日 [日] (平成○○年○月○日～平成○○年○月○日) ・フリースクール等 平成○年度○日 (平成○○年○月○日～平成○○年○月○日) 				
10 調査方法及び調査結果の報告					
① 調査組織の主体					
② 調査組織の設置の有無					
③ 調査期間 (日数)					
④ 調査の開催回数					
⑤ 調査方法					

X 吉岡小学校の取組(一覧表)

			児童にかかわること	保護者にかかわること (学校→保護者→子ども)
① いじめの未然防止に関すること			<ul style="list-style-type: none"> ○ 世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。(道徳・特活・総合) ○ 学級活動等の時間を活用してインターネットの危険やモラルについて指導する。 ○ 「心のノート」等の資料を活用して、道徳教育の充実を図る。 ○ 正しい判断力(自己指導能力)を身に付けさせる。(道徳・特活・総合) ○ 進んで奉仕体験活動に取り組みさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。 ○ 携帯電話やインターネットを使うルール作りを行う。 ○ 友達の気持ちを踏みにじったり傷つけることの重大さを日頃から子どもに伝える。 ○ 地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。
② いじめの早期発見に関すること			<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。 ○ 個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後等を利用したりして、児童から情報を収集する。 ○ いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。 ○ 上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあったら直ぐに対応し、原因を明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもとの会話をできるだけ多くする。 ○ 服装等の汚れや乱れに気を配る。 ○ 子どもの持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察する。 ○ 悩みは何でも親に相談できるような雰囲気をつくり、普段からしておく。
③	1	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○ 休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○ いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ○ いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○ いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○ カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○ 事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。 ○ 被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。

③ いじめの早期対応に関すること	2 暴力を伴わない側	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○ 休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○ いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 ○ いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○ いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○ カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○ 事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。 ○ 被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。
	3 行為が見えにくい場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ つらく苦しい気持ちに共感し「いじめから全力で守ること」を約束する。 ○ 本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○ いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 ○ いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○ いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○ カウンセラーと連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○ 事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。
	直接関係のない者		<ul style="list-style-type: none"> ○ 傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ○ 友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめに気付いた時、傍観者とならず助ける側の態度を取ることができるよう子どもに育てる。 ○ いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめの側や傍観者になってはならないという気持ちを育てるように伝える。

<p style="text-align: center;">< 学校生活アンケート > (いじめアンケート)</p> <p>1 目的 目に見えにくい「いじめ」に対して、全校児童へのアンケート調査をすることによって「いじめ」の早期発見・早期対処の手がかりを得る。また、アンケートを実施することで、「いじめをしない、させない。」という児童の意識を喚起する。</p> <p>2 調査項目 学年・学級内でのいじめの有無、いじめの態様などを調査する。</p> <p>3 調査期間 ・ 4月～3月(毎月1回) ※ 業前活動等の時間を活用</p> <p>4 調査対象 ・ 2学年～6学年までの全校児童 ※ 1年生は教師による観察</p> <p>5 調査方法 アンケート調査</p>	<p style="text-align: center;">学校生活アンケート (4月)</p> <p>()年()組 出席番号()名前() 男・女 ※ 書いてもいい場合は、書いてくださいね。</p> <p>このアンケートは、みなさんが、毎日楽しく安心して学校生活を過ごすことができるようにするためにお願いします。あてはまるばんごうに○をつけてください。</p> <p>1 学校は楽しいですか。 (1) とても楽しいです。 (2) どちらかという楽しいです。 (3) どちらかという楽しくありません。 (4) 楽しくありません。</p> <p>2 今、先生に相談したいことがありますか。 (1) あります。 (2) ありません。</p> <p>3 今、だれかにいじめられていますか。 (1) いいます。 (2) いけません。 → 下の「4」へ (3) 控えられます。 → 下の「4」へ</p> <p>【(1)とこたえた人はどんなことですか。あてはまるものに○をつけてください。 ※ あてはまるものは、いくつでも○をつけてください。 ① わる口を言われた。 ⑥ てがみやメスをわたされた。 ② からかわれた。 ⑦ 学習ようぐがいたずらされた。 ③ 苦しされた。 ⑧ くつやものをかくされたりこわされたりよごされたりした。 ④ ほう力をふるわれた。 ⑨ その他() ⑤ なかまはずれにされた</p> <p>4 このごろ、だれかがいじめられているのを見たことがありますか。 (1) あります。 (2) ありません。</p> <p>【(1)と答えた人は、どんなことですか。あてはまるものに○をつけてください。 ※ あてはまるものは、いくつでも○をつけてください。 ① わる口を言われていた。 ⑥ てがみやメスをわたされていた。 ② からかわれていた。 ⑦ 学習ようぐがいたずらされていた。 ③ 苦しされていた。 ⑧ くつやものをかくされたりこわされたりよごされたりしていた。 ④ ほう力をふるわれていた。 ⑨ その他() ⑤ なかまはずれにされていた。</p> <p>5 このごろ、だれかをいじめたことがありますか。 (1) あります。 (2) ありません。</p> <p>6 先生や友達に伝えたいことがあったら、教えてください。 (1) あります。 (2) ありますが書けません。 (3) ありません。</p> <p>★ これからも、「いじめをしない、させない、見のがさない。」学級・学組で、楽しく過ごせるようにしましょう。</p>
--	--

X I 保護者・地域・家庭との連携

<p>① 各家庭での取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の子どもに関心を持ち、子どもの寂しさやストレスに気付くことのできる親になれるよう啓発する。 ○ 「ダメな時は叱ることのできる親に」「頑張ったときは褒めることのできる親に」を合い言葉に、意識させる。 ○ 父親の存在が大きく影響することを伝え、母親任せにしないで父親も子育てに参加するように啓発する。 ○ 携帯電話やパソコンを使うルールを保護者と本人で話し合っ決めて。
<p>② 地域での取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちを「地域の宝」として育てる意識を持ち、子どもたちに地域から守られているという安心感を持たせる。 ○ 子どもたちと顔見知りになるために、子どもたちと出会った時は挨拶や声掛けをお願いします。 ○ 公園や遊び場などで子どもが困っている場面を見かけたら、積極的に声を掛けていただく。

いじめ発見のためのチェックシート例（保護者用）			
	チェック項目	大丈夫	心配
朝の様子	朝，なかなか起きてこない。		
	疲れた表情である。またはぼんやりとしていたりふさぎこんでいたりする。		
	いつもと違って，朝食を食べようとしない。		
	登校時間が近づくと，体調不良を訴える。		
	いつも特定の友達が迎えに来る。		
登下校	友達の荷物を持たされている。		
	一人で登校（下校）するようになる。		
	遠回りして登校（下校）するようになる。		
	途中で家に戻ってくる。		
帰宅時	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。		
	理由のはっきりしないすり傷やあざがある。		
	すぐに自分の部屋に駆け込み，なかなか出てこない。		
	帰宅時刻が遅くなる。		
	学校の話をしなくなる。		
	外出したがらない。		
友人関係	特定の友達に対する言葉遣いが不自然でいねいである。		
	友達の話をしなくなったり，いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。		
	友達から頻繁に電話やメールがあり，それを気にする。		
	遊んでいるとき，友達から横柄な態度をとられている。またはとっている。		
	いじめの話をするとう強く否定する。		
	家庭の様子	親と視線を合わせない。	
家族と話をしなくなる。			
親に反抗したり，兄弟姉妹やペットに八つ当たりしたりする。			
お金の使い方が荒くなったり，無断で持ち出したりするようになる。			
部屋に閉じこもりがちになる。			
部屋にある持ち物がなくなっていく。			
学習への意欲とともに成績が下がってきた。			
食欲がなくなってきた。			
ため息をつくことが多い。			
なかなか寝付けない。			

いじめ発見チェックシート例（教師用）

	チェック項目	確認
朝 の 会	遅刻，欠席が増えたり，時刻ぎりぎりの登校が目立ったりする。	
	表情がさえず，うつむき加減でいることが多い。挨拶をしなくなる。	
	出席確認の際，声が小さかったり，頭痛や腹痛を頻繁に訴えたりする。	
授 業 中	授業の始めに，用具や机・椅子などが乱れている。周囲の児童が机や椅子を離そうとする。	
	所持品や机に落書きされたりする。	
	正しい答えを冷やかされたり，正しい意見なのに支持されなかったりする。	
	保健室やトイレに行きたがる。	
	テストの成績が急に下がり始める。 グループ活動で孤立しがちである。	
休 み 時 間	教室や廊下で，一人でいることが多い。あるいは，自分の机から離れない。	
	休み時間は，トイレや相談室に閉じこもることが多い。	
	用事もないのに職員室や保健室に来たり，部屋の周りをうろろうしたりする。	
	そばを通る児童が大げさに避けて通る。ちょっかいをかける。	
	物が壊れたり，事件が起きたりすると，その子のせいにされる。	
	遊びと称して友達と一緒にいるが，表情がさえない。 グループから外れて一人ぼつんとしており，沈みがちになっている。	
給 食 時 間	机を寄せてグループを作ろうとしない。寄せても隙間がある。	
	特定の児童が配膳すると嫌がられる。	
	腹痛や体調不良を訴え，給食を残したり，食欲がなくなったりする。	
	特定の児童だけが片付けをさせられている。	
清 掃 時 間	人が嫌がる仕事ばかりしている。一人で離れて掃除をしている。	
	特定の児童の椅子や机だけが運ばれず，放置されている。	
	衣服が濡れたり汚れたりしている。	
	清掃後の授業に遅れてくることが多い。	
帰 り の 会	特定の児童の運動着が破られたり，靴が隠されたりする。	
	他の児童の持ち物をよく持たされる。	
	班ノートや学級日誌などに気に掛かる表現や描写が表れる。または何も書かなくなる。	
	急いで一人で帰宅したり，用もないのに学校に残っていたりする。	
部 活 動 等	一人で準備や片付けをさせられる。または，休憩中一人でいる。	
	部活動に遅れてくることが多くなる。あるいは頭痛，腹痛，体調不良をよく訴える。	
	特定の児童にボールを打つ。あるいはほとんどボールを回さない。ペア練習で取り残される。	
	理由がはっきりしない，けがや汚れがある。	

いじめ問題に対する日常の取組チェックシート（学校用）

	チェック項目	確認
未然防止	全員の児童に声をかけ、児童のよいところを積極的にほめている。	
	一人一人の児童に活躍の場を設定している。	
	自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れている。	
	児童同士で良いところを認め合う機会を設定している。	
	仲間意識を育てる活動を積極的に取り入れている。	
	分かる授業づくりに努めている。	
	小学校と中学校が十分な情報交換を行っている。	
	体験入学等、小・中学校間の子供たちの交流が図られている。	
	教職員による小・中学校の交流や連携が図られている。	
	児童の小さな頑張りを家庭に伝えるなど、保護者とコミュニケーションをとっている。	
	家庭と連携しながら、児童の基本的な生活習慣の定着を図っている。	
	道徳や学級活動の時間等にいじめに関わる問題を取り上げ、指導している。	
児童会活動等で、いじめ問題との関わりで適切な指導や支援を行っている。		
児童に幅広い生活体験を積み、社会性の涵養や豊かな情操を培っている。		
早期発見・早期対応	児童と触れ合いながら、児童の変化をつかんでいる。	
	児童たちを複数の目で見ると、教室以外での児童の様子について情報を集めている。	
	定期的にアンケート等を実施し、情報収集を図っている。	
	児童と信頼関係ができており、児童が悩みを相談している。	
	児童が養護教諭やスクールカウンセラーにすぐ相談できる体制になっている。	
	児童や保護者に相談電話の窓口や電話番号を知らせている。	
	養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと積極的に連携している。	
気になることが、すぐに管理職や学年主任、教育相談担当等に報告されている。		
日常生活の変化等、気になることをすぐ保護者と話し合っている。		
指導体制	いじめ問題の解決に向け、全職員が一致協力することの認識が徹底されている。	
	いじめについての研修会を開き、職員間の共通理解を図っている。	
	児童が出すサインを見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。	
	いじめについての訴えに対し、問題を軽視することなく適切に対応している。	
学校外連携	P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめ根絶に向けたネットワークづくりを図っている。	
	家庭に対して、いじめ問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学校だより等を通じ、家庭との連携を図っている。	
	家庭に対して、生徒指導の基本方針や問題行動への対処、関係機関との連携等について伝えている。	
	必要に応じて、児童相談所、警察等の地域関係機関との連携協力を行っている。	

いじめを認知したときの対応チェックシート（学校用）

チェック項目	確認
いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止め、対応している。	
管理職への報告が迅速かつ確実に行われている。	
いじめを受けた児童の安全確保がなされている。	
いじめを受けた児童から、いじめの内容について十分に話を聞くことができる。	
市町村教育委員会へ、いじめの事実と対応の第一報を行っている。	
いじめた児童からいじめを受けた児童と同じ内容の話を聞くことができる。	
当該児童の保護者への第一報を行っている。	
いじめ緊急対策会議を開催し、指導・支援体制の方針を迅速に決定して措置に当たっている。	
職員会議を開催し、全教職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を行っている。	
校長を中心とした体制のもと、チームを組織して対応している。	
いじめを受けた児童の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。	
必要に応じて、警察等の関係機関に連絡している。	
いじめた児童や学級等へ「いじめは絶対に許されない行為である」と厳しく指導している。	
当該児童の保護者に十分説明を行い、理解を得てから、謝罪を行っている。	
市町村教育委員会へ、いじめの事故報告を提出している。	
PTAと連携して、事後の対応やいじめの防止に取り組んでいる。	
地域関係者と連携して、事案の対応やいじめ防止に取り組んでいる。	
市町村教育委員会への月例報告に「いじめに関する実態調査」を提出している。	
「いじめが再発していないか」、「いじめを受けた児童がいやな思いをしていないか」など、見守っている。	
いじめを受けた児童の不安がなくなり、安心して学校生活を送れるようになっている。	

【様式1】

平成29年度 児童生徒状況一覧

学校名【大和町立吉岡小学校】校長氏名

印

記入者名

小学校【4月】

これを参考にし、起きた生徒指導については、生徒指導主任に報告をする。
(どんなことでもいじめの原因になり得るという意識で)

No.	項目	人数・件数	
1	不登校実人数(年間欠席累計30日以上) ^{※1} 前月の不登校数+①+②	0 人	
	① 転出その他による減数(マイナスで表記する。)	0 人	
	② 新規人数(内数)	0 人	
	③ 前月より改善が見られた児童数	0 人	
	④ 不登校実人数(年間欠席累計90日以上) ^{※2}	0 人	
2	病欠欠席者数(30日以上)	0 人	
3	経済的理由(30日以上)	0 人	
4	その他(30日以上) ^{※3}	0 人	
5	不登校相当の現状の人数 <small>(欠席日数+別室登校日数+(遅刻+早退日数)÷2=30日以上)</small>	0 人	
	新規人数(内数)	0 人	
6	準不登校の現状の人数 <small>(欠席日数+別室登校日数+(遅刻+早退日数)÷2=15日以上)</small>	0 人	
	新規人数(内数)	0 人	
7	不登校傾向の現状の人数(該当月内に7日以上欠席)	0 人	
	新規人数(内数)	0 人	
8	別室(保健室等)登校の現状の人数(当月に1度でも)	0 人	
	新規人数(内数)	0 人	
9	いじめを受けた実人数 ^{※4}	0 人	
	新規(内数)	0 人	
10	いじめを認知した件数(のべ件数) ^{※5}	0 件	
11	いじめの状況	① 解消 ^{※6}	0 件
		② 継続指導中	0 件
12	いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」 ^{※7}	① 法第28条第1項第1号に規定する「重大事態」の疑い	0 件
		② 法第28条第1項第2号に規定する「重大事態」の疑い	0 件
		合 計	0 件
13	暴力行為の状況	① 対教師暴力(のべ件数)	0 件
		同加害生徒数(実人数)	0 人
		② 生徒間暴力(のべ件数)	0 件
		同加害生徒数(実人数)	0 人
		③ 対人暴力(のべ件数)	0 件
		同加害生徒数(実人数)	0 人
		④ 器物損壊(のべ件数)	0 件
同加害生徒数(実人数)	0 人		
	総 数	0 件	
14	授業抜け出し	0 件	
15	授業妨害	0 件	
16	窃盗・万引き	0 件	
17	金銭強要(加害)	0 件	
18	飲酒・喫煙	0 件	
19	薬物乱用	0 件	
20	家出・無断外泊	0 件	
21	性非行(不純異性交遊等)	0 件	
22	盗難・金銭強要(被害)	0 件	
23	交通事故	0 件	
24	不審者による連れ去り, 声かけ等	0 件	
25	虐待及び虐待の疑い	0 件	

児童生徒状況一覧報告留意事項

1 判断及び対応に係る留意事項

- (1) No.1「長期欠席者の状況」については、「平成30年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の手引(学校用)」に基づいて記入すること。特に心身の故障等に係る欠席を「病気」による欠席とするか「不登校」に係る欠席とするかについては、当該児童生徒の状態について学校医等と相談の上、個々の欠席について校長が判断すること。
- (2) No.1～No.8に当たる児童生徒の欠席等の要因としていじめが疑われる場合は、「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき直ちにその旨を教育委員会に報告し、指示を受けて調査を開始すること。また、学校及び市町村教育委員会は、調査の結果を様式5に記入し所管する教育事務所に報告すること。
- (3) No.1 1の①「解消」について、該当するいじめを認知した日と同一若しくは数日以内ということはありません。既に解決済みと思えた事案であっても、最低でも1か月程度は継続観察すること。
- (4) No.1 2に計上した事案については、様式4又は様式5に記入し、速やかに報告すること。

2 記入上の留意事項

- (1) No.1の「実人数」は前月の人数に新規人数及び「転出その他による減数」を積算した数値を記入し、同一児童生徒が重複しないこと。また、転出その他の事由により減数が生じた場合は、「転出その他による減数」にその人数を記入し、「備考」欄に【No.1の減数について】としてその事由を記入すること。新規人数(内数)については、その月に新たに該当した児童生徒数を記入すること。
- (2) No.1の「不登校実人数」は、3月末時点で「平成28年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の不登校児童生徒数と一致すること。
- (3) No.1の③「前月より改善が見られた児童生徒数」については、その月において、再登校に至らない場合であっても何らかの改善が見られた児童生徒についてその実数を記入する。なお、その児童生徒については、「No.1前月より改善が見られた児童生徒について」の各項目に概要を記入すること。
- (4) No.1の「不登校実人数(年間欠席累計30日以上)」の内数として、「不登校実人数(年間欠席累計90日以上)」の実人数を記入し、その概要を「No.1『不登校実人数(年間欠席累計が90日以上)』について」に概要を記入すること。また、年度末の時点で、「年間出席日数が10日以下及び0日の児童生徒については、「◎年間の出席数が10日以下及び0日の生徒について」に改めて記入すること。
- (5) No.5～No.8の「現状の人数」は該当月の末日の時点での人数を記入すること(積算ではない。)
- (6) No.1 3の実人数は、該当月の該当暴力行為の加害児童生徒の実人数を記入すること。
- (7) No.5は、「欠席日数+別室登校日数+(遅刻+早退日数)÷2=30日以上」に当たる実人数を、No.6は、「欠席日数+別室登校日数+(遅刻+早退日数)÷2=15日以上30日未満」に当たる現状の人数を記入する。欠席については、理由及び内容を問わず全てカウントする。
- (8) No.9の実人数は、年度内に初めていじめ被害が認知された月に新規として計上した人数を積算して記入すること。

- (9) No.10はのべ件数であり、月内に認知した全ての認知件数を記入すること。
- (10) No.13については、「平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の手引(学校用)」に基づいて記入すること。特に1件の暴力行為について複合的である場合は、同1暴力行為の状況1-(2)に基づいて扱うこと。
- (11) No.13において、いじめに該当するものについては、「いじめを認知した件数」にも計上すること。
- (12) No.13において、医療機関及において診察又は治療を受けた事案、警察に相談あるいは捜査、逮捕、補導等が行われた事案については別紙1-2「No.8暴力行為について」に必ず記入すること。
- (13) No.14～No.25については、のべ件数を記入し、「No.14～No.25及びその他」に概要を記入すること。
- (14) 「No.1前月より改善が見られた児童生徒について」及び「No.13暴力行為について」「No.14～No.25及びその他」に記入する際は、該当児童生徒の学校名及び学年を記入すること。

太字罫線部に留意して報告をすること。なお、月内の欠席数が7日を超えたときには生徒指導主任に報告することとする。また、出席停止等欠席理由が明確な場合を除き、3日連続欠席の場合は家庭訪問をして様子を伺うこと。

1 教育基本法

(1) 教育の機会均等

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

(2) 学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(3) 家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 学校教育法

(1) 第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

3 いじめ防止対策推進法

(1) 第1章 総則（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



XIV いじめ防止対策 年間指導計画

【 A：いじめの防止 B：いじめの早期発見・早期対処 C：再発防止】

学期	児童（保護者）への指導・支援	学校の取組
1	毎月：学校生活アンケートの実施 【B】 毎週：カウンセラーによる教育相談 【B】 （1日）	毎月：職員会議（生徒指導）【A, B】 ※ いじめ根絶宣言 随時：ケース会議 【B, C】
	4月：学級開き，人間関係づくり 【A】 学級のルール作り 4月：授業参観・学級懇談会 【A, B】 ※ 保護者へのいじめ防止についての説明と啓発 5月：話し合い活動「学級の諸問題」 【A】 6月：行事などを通じた人間関係づくり 7月：個別面談（保護者） 【B】 8月：夏休み明けの児童の変化の把握 【B】	4月：児童理解全体会 【A】 ※ いじめ未然防止に向けた取組の確認 6月：生徒指導部会 【A, B】 7月：ハートフル委員会① 【A, C】 7月：個別面談（保護者） 【B】 7月：学校評価の実施 【A, B, C】
2	毎月：学校生活アンケートの実施 【B】 毎週：カウンセラーによる教育相談 【B】 （1日）	毎月：職員会議（生徒指導）【A】 随時：ケース会議 【B, C】
	9月：話し合い活動「学級の諸問題」 【A】 9月：授業参観・学級懇談会 【A, B】 11月：話し合い活動「学級の諸問題」 【A】 11月：行事などを通じた人間関係づくり 【A】 12月：人権週間（人権意識啓発活動） 【A】	8月：児童理解全体会 【A】 10月：生徒指導部会 【A, B】 12月：学校評価の実施 12月：ハートフル委員会② 【A, C】 12月：学校評価の実施 【A, B, C】
3	毎月：学校生活アンケートの実施 【B】 毎週：カウンセラーによる教育相談 【B】 （1日）	毎月：職員会議（生徒指導）【A】 随時：ケース会議 【B, C】
	1月：冬休み明けの児童の変化の把握 1月：話し合い活動「学級の諸問題」 【A】 2月：行事などを通じた人間関係づくり 【A】 2月：授業参観・学級懇談会 【A, B】 3月：記録（書類，データ）の整理 引継資料の作成	1月：生徒指導部会 【A, B】 2月：児童理解全体会 【A】 2月：学校評価反省会 【A, B, C】

〈資料5〉いじめ対策年間計画（例） ■：教職員間の活動 ○：学校の活動

	実施計画		留意点等
4月	<ul style="list-style-type: none"> ■学校間，学年間の情報交換 指導記録の引継 ■いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議設置 いじめの未然防止に向けた取組の確認 ○いじめ根絶宣言（校長の決意を表明） ○学級開き，人間関係づくり，学級のルールづくり ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 職員会議等 始業式等 学級活動 保護者会等 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの被害者，加害者の関係を確実に引き出す。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭訪問・教育相談の実施 ○行事等を通じた人間関係づくり ■校内研修「いじめの未然防止」 		
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○「生活アンケート」の実施と対応 ○話し合い活動「学級の諸問題」 	学級活動	<ul style="list-style-type: none"> ・6月は人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○学校評価の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策を点検する。
8月	<ul style="list-style-type: none"> ■SCによる教育相談に係る研修会の開催 ■教育相談に係る研修会への参加 ○夏休み明けの生徒の変化の把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・相談技術を高めるために校内研修会を開催する。外部の研修会も活用する。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○夏休み明けの教育相談の実施 ○行事等を通じた人間関係づくり ○いじめを考える集会 	集会活動	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み後であることから，必要に応じて教育相談を実施する。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○行事等（文化祭，合唱コンクール等）を通じた人間関係づくり ■校内研修「いじめの早期発見・早期対応」 		<ul style="list-style-type: none"> ・自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れる。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○「生活アンケート」の実施と対応 ○話し合い活動「学級の諸問題」 ○教育相談の実施 	学級活動	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の人間関係の変化に留意する。
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○人権週間（人権意識啓発活動） ○学校評価の実施（生徒・保護者アンケート） 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権感覚を高める。 ・いじめ対策を点検する。
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○冬休み明けの生徒の変化の把握 		<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の変化を確認する。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○「生活アンケート」の実施と対応 ○話し合い活動「学級の諸問題」 	学級活動	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係の不安解消への対応を考える。
3月	<ul style="list-style-type: none"> ■記録の整理，引継資料の作成 ■小中連絡会の開催 		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐための資料づくりを行う。

※ 通年で月1回程度の簡易アンケートを実施し，学級経営等の参考にする。

			児童にかかわること	保護者にかかわること (学校→保護者→子ども)
① いじめの未然防止に関すること			<ul style="list-style-type: none"> ○ 世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。(道徳・特活・総合) ○ 学級活動等の時間を活用してインターネットの危険やモラルについて指導する。 ○ 「心のノート」等の資料を活用して、道徳教育の充実を図る。 ○ 正しい判断力(自己指導能力)を身に付けさせる。(道徳・特活・総合) ○ 進んで奉仕体験活動に取り組みさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。 ○ 携帯電話やインターネットを使うルール作りを行う。 ○ 友達の気持ちを踏みにじったり傷つけることの重大さを日頃から子どもに伝える。 ○ 地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。
② いじめの早期発見に関すること			<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。 ○ 個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後等を利用したりして、児童から情報を収集する。 ○ いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。 ○ 上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあたら直ぐに対応し、原因を明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもとの会話をできるだけ多くする。 ○ 服装等の汚れや乱れに気を配る。 ○ 子どもの持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察する。 ○ 悩みは何でも親に相談できるような雰囲気をつくり、普段からしておく。
③	1	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○ 休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○ いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ○ いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○ いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○ カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○ 事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。 ○ 被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。

いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告（概要）

〔勧告日：平成30年3月16日(金)〕
〔勧告先：文部科学省、法務省〕

背景等

- いじめの社会問題化を踏まえ、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が施行。法でいじめを定義（注）するとともに、国、地方公共団体及び学校は、いじめの防止等のための基本方針を策定
- 文部科学省は、法施行3年後の見直しとして、29年3月に基本方針を改定
- 28年度のいじめの認知件数は約32万3,000件で過去最多。児童生徒数当たりの認知件数には、都道府県間で約19倍の差あり。いじめを背景とした自殺等の重大事態は後を絶たず

（注）法のいじめの定義は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

<調査対象機関> 文部科学省、国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、厚生労働省、21都道府県、21都道府県教育委員会、20都道府県公安委員会（都道府県警察）、41市町村、50市町村教育委員会、249学校（99公立小学校、99公立中学校、51公立高等学校）等
<実地調査期間> 平成28年12月～29年3月

主な調査結果

1 いじめの正確な認知の推進

- 学校において、法のいじめの定義を限定して解釈
 - ① いじめの認知の判断基準について、定義とは別の「継続性、集団性」等の要素により、限定して解釈する例あり（24%）
 - ② 実際の事案でも定義とは別の要素を判断基準とすることによりいじめとして認知しなかった例（認知漏れと考えられる例）あり（12%）

2 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底

- 教育委員会等において、法や国の基本方針等に基づく措置が徹底されていない例あり（地方公共団体の長への重大事態の発生報告（2%）、調査結果の報告（1%）等）

3 関係行政機関によるいじめ相談への適切な措置の推進

- 法務局において、「学校に相談したがいじめが改善しない」との相談に、「再度、学校に相談」するよう促すのみで、当該事案を解決する上で効果的な措置とはいえない例あり（2%）

主な勧告

（文部科学省）
法のいじめの定義を限定解釈しないことについて周知徹底

（文部科学省）
法等に基づく措置を确实・適切に講ずることについて周知徹底

（法務省）
いじめ相談事案を解決する上で効果的な措置の徹底

総務省「いじめ防止対策の推進に関する調査」結果報告書より抜粋

図表 3-2⑤ 重大事象の発生報告など法等に基づく措置に係る規定内容（公立学校の場合）

措置内容	措置の位置付け	規定内容	
重大事象の発生報告	学校から教委への報告	確実に届けなければならない	地方公共団体が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事象が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。（法第 30 条第 1 項）
		適切な対応をとることが望ましい	学校は、重大事象が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事象の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。（国の基本方針）
	教委から教育委員会会審への報告	適切な対応をとることが望ましい	公立学校から不登校重大事象の発生報告を受けた教育委員会は、 <u>教育委員会への報告を迅速に行うとともに、対応方針を決定する際は教育委員会会議を招集する。</u> （不登校調査指針） ※ 文部科学省は、生命心身財産重大事象についても同様の対応をとるべきと考えている。
	教委から地方公共団体の長への報告	確実に届けなければならない	地方公共団体が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、 <u>重大事象が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。</u> （法第 30 条第 1 項）
適切な対応をとることが望ましい		学校が、学校の設置者や地方公共団体の長等に対して重大事象発生の報告を <u>速やか</u> に行うことにより、学校の設置者等により、指導主事、SC、SSWをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となる。（重大事象調査ガイドライン）	
調査報告書の作成	適切な対応をとることが望ましい	<ul style="list-style-type: none"> 報告書のとりまとめ（自派調査指針） 調査を終えた時点で、調査を通じて得られた関係児童生徒からの聴取内容や指導記録に記載の情報等を整理し、さらに、いかなる事実を認定できるかを検討し、それらを裏面として取りまとめる。（不登校調査指針） 	
重大事象の調査結果の報告	教委から教育委員会会審への報告	適切な対応をとることが望ましい	重大事象の調査結果を示された学校の設置者及び学校は、調査総長及びその後の対応方針について、地方公共団体の長等に対して報告・説明すること（法第 29 条から第 32 条まで）。その際、 <u>公立学校の場合は、教育委員会会議において議決として取り扱い、総合教育会議において議理として取り扱うことも検討すること。</u> （重大事象調査ガイドライン）
	教委から地方公共団体の長への報告	確実に届けなければならない	前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事象への対応又は当該重大事象と同種の事象の発生の防止のため必要があると認めるときは、 <u>附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</u> （法第 30 条第 2 項）
	教委又は学校からいじめを受けた児童等及びその保護者への情報提供	確実に届けなければならない	学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、 <u>当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事象の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。</u> （法第 28 条第 2 項）

(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

いじめの認知について

～先生方一人一人がもう一度確認してください。～

● いじめの認知をめぐる現状

先生方も既に報道等で御承知のことと思いますが、児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は、最多の都道府県と最少の都道府県とで30倍以上の開きが生じています（平成26年度問題行動等調査）。この差は他の調査項目（暴力行為や不登校など）における差と比べて極端に大きく、実態を正確に反映しているとは考え難い状況です。

● 調査結果を見た保護者や地域の心配

- ・【不信】ちゃんとした調査だろうか？なんて〇〇県と隣の〇〇県でこんなに違うんだ？
- ・【誤解】こんなに認知件数が多い〇〇県は、子供たちが荒れているのではないかと？しっかりといじめ防止対策を取っているのか？
- ・【疑念】〇〇県はいじめの認知件数が少ないが隠しているのではないかと？

◆ 先生方それぞれでいじめの捉え方の差があるようです。

先生方は、いじめの事案に一生懸命に対応する中でいじめの問題に的確に対処する力を身に付けるのと同時に、先生方それぞれのいじめの概念が作られている可能性があります。

いじめ問題への思いが強ければ強いほど、それぞれのいじめの概念への思いも強いかもしれませんが、しかしこのことは、基準のばらつきにもなってしまいます。

◆ いじめの認知を正確に行うことは極めて重要です。

- ・「こんな事案までいじめと数えたら一体何件までふくれあがるのか」
- ・「一回きりだからいじめとして認知するのはいかがなものか」



といった声を聞くことがよくあります。

確かに、初期段階のいじめは子供たちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切です。しかし過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なこと（こんな事案まで・・・、一回きりだから・・・）から予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事案に至ることもあるのが現実です。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

いじめ防止対策推進法では、このような過去の教訓を重く受け止め、いじめという行為が定議付けられました。そして、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるなどの措置を講じなければならないとされています。

◆ いじめの定義を再確認しましょう。

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意してください。

XV 改訂の経緯

平成26年12月14日	・・・いじめ基本方針 全面改定
平成27年11月1日	・・・1部改訂 いじめ防止年間計画を追加
平成28年6月2日	・・・1部改訂 いじめ不登校対策委員会を追加 ケース会議を追加 1号に規定する「重大事項」についての報告様式を追加 2号に規定する「重大事項」についての報告様式を追加 平成28年度児童生徒状況一覧を追加
平成29年7月1日	・・・1部改訂 児童の自死という事態が起こった場合へ表記を変更 いじめ報告様式を追加
平成30年7月1日	・・・1部改訂 いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に関する勧告 (概要)を追加 総務省『いじめ防止対策の推進に関する調査』 (結果報告書より抜粋)を追加 教職員資料『いじめの認知について』を追加